

幼児教育・保育の 無償化が始まります



経済的負担の軽減により、子育て世帯を社会全体で応援していくため、10月から、幼児教育・保育の無償化が始まります。

無償化の対象範囲や上限額は、年齢や保育の必要性の認定の有無によって異なります。

対象 秩父市に住民登録がある世帯で、下の一覧表の対象施設・サービスを利用している子どもの保護者。

補助額 下の一覧表の無償化の内容を参照してください。実費（施設整備費、給食費等）は対象外です。

申請方法 すでに1号・2号・3号認定を受けている子どもは申請の必要はありません。

それ以外の子どもについては、下の一覧表の申請先に、教育・保育認定または施設等利用給付認定の申請を行ってください。

なお、すでに1号認定を受けている子どもで、保育の必要な世帯が預かり保育を利用する場合は申請が必要です。

申請書類等の配布 すでに秩父市内の幼稚園・認定こども園を利用している方については、施設を通して配布します。それ以外の方についてはこども課で配布しています。

申請期限 9月30日(月)

申請期限日以降も受け付けますが、申請日の翌月分からの対象となります。

施設・事業所	無償化の内容			申請先	担当課
	0～2歳児	満3歳児※1	3～5歳児		
公立幼稚園（新制度）			利用料無償	申請不要	学校教育課
保育所（園）、認定こども園	市民税非課税世帯のみ利用料無償				こども課
地域型保育（事業所内保育）					障がい者福祉課
就学前の障害児の発達支援※2					
私立幼稚園（新制度未移行）		上限月額25,700円		幼稚園	教育総務課
幼稚園、認定こども園（1号）の預かり保育※3		市民税非課税世帯のみ上限月額16,300円	上限月額11,300円	公立幼稚園	学校教育課
				私立幼稚園	教育総務課
				認定こども園	こども課
認可外保育施設※3※4	市民税非課税世帯のみ、月額42,000円を上限に利用料を無償		月額37,000円を上限に利用料を無償	こども課	こども課
一時預かり事業※3※4					
ファミリー・サポート・センター※3※4					

※1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。

※2 市民税非課税世帯の子どもが、児童発達支援事業所を利用している場合は、すでに利用料は無償となっています。

また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と、児童発達支援事業所の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※3 無償化の対象となるのは保育が必要な子どもに限ります。

※4 認可保育所等に入ることができない方に対する代替的な措置として、「預かり」を利用した場合に限ります。



Q 3歳から5歳までの子どもが対象なのですか？

A 保育所（園）、認定こども園（2号認定）、地域型保育等を利用する子どもで、3歳になって初めての4月から小学校入学前までの間、施設の利用料が無償化されます。
幼稚園、認定こども園（1号認定）については、満3歳から小学校入学前までの子どもが対象です。
公立幼稚園は施設の利用料が無償となり、私立幼稚園は月額25,700円を上限として無償化されます。
ただし、実費として徴収される費用（通園送迎費、給食費、行事費、教材費など）は無償化の対象外です。



Q 0歳から2歳児の利用料給食費についてはどうなりますか？

A 保育所（園）、認定こども園・地域型保育施設等を利用する0歳から2歳児の利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化されます。給食費（主食費および副食費）については、利用料に含まれていますので、別途徴収はいたしません。

Q 認定こども園(1号認定)に通い、夕方の預かり保育を利用していますが、預かり保育の利用料は無償化の対象になりますか？

A 申請により保育の必要性が認定された場合には、月額11,300円を上限として対象となります。ただし、満3歳児については、市民税非課税世帯のみが対象となります。

Q 保育園の送迎にファミリー・サポート・センターを利用していますが、費用は無償化の対象になりますか？

A 送迎のみの利用は対象になりません。対象となるのは、保育の必要性が認定されながら保育園に入れないなどの場合で代替的に預かりを利用した場合のみです。

Q 認可外保育施設等を利用する子どもは対象にはならないのですか？

A 保育の必要性があると認定された場合、3歳になって初めての4月から小学校入学前までの間、月額37,000円を上限に利用料が無償化されます。
0歳から2歳児については、市民税非課税世帯の子どもを対象として月額42,000円を上限に利用料が無償化されます。
なお、認可外保育施設等とは、認可外の事業所内保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業などのことです。
ただし、無償化対象施設となるには認可外保育施設の届け出が必要です。未届け出の施設を利用した場合は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。
また、幼稚園（一部除く）、保育所（園）、認定こども園、地域型保育等を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料は無償となりません。

Q 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもはどのようになりますか？

A 就学前の障害児の発達支援（児童発達支援事業所など）を利用する子どもについても、利用料が無償化されます。無償化の対象期間は、利用する子どもが3歳になって初めての4月1日から3年間です。
ただし、利用料以外の費用（食費や日用品費などの現在実費で負担しているもの）は、無償化の対象外です。

幼稚園・保育所(園)・認定こども園の副食費を免除(または補助)します

10月からの保育料の無償化に伴い、3～5歳児の給食費（主食費および副食費）が実費徴収となります。しかし、公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園に子どもを通わせている保護者については、所得に応じて、副食費の徴収が免除されます。
また、私立幼稚園に子どもを通わせている保護者については、所得に応じて副食費を補助します。



対 象 年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子ども（※）の副食費について、免除または補助します。

※所得・認定により第3子の数え方に違いがあります。詳しくは右ページ一覧表の担当課までお問い合わせください。

補助額 上限月額4,500円（私立幼稚園のみ）

申請方法 公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園に子どもを通わせている保護者は申請の必要はありません。
私立幼稚園に子どもを通わせている保護者については、該当する世帯に、幼稚園を通して申請方法をご案内します。

問 こども課 ☎25-5206 学校教育課 ☎25-5228
教育総務課 ☎25-5227 障がい者福祉課 ☎27-7331

